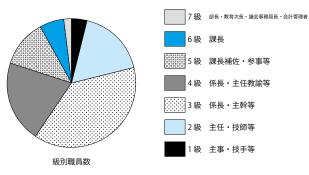
## 職員の任免及び職員数に関する状況

## 採用者·任用替職員数 (平成22年4月1日)

区分	試験採用	選考採用	任用替	計
一般行政職	3	0	0	3
技能労務職	0	0	0	0
計	3	0	0	3

## 退職者数(平成22年3月31日)

区分	定年	勧奨	その他	計
一般行政職	7	3	2	12
技能労務職	3	1	0	4
計	10	4	2	16



## 分限及び懲戒処分の状況(平成21年度)

処分(	件数	
	降任	0
分限処分	休職	4
	免職	0
	戒告	0
   懲戒処分	減給	0
<b>多</b> 成处力	停職	0
	免職	0

## 部門別職員数の推移(各年4月1日)

区分	H 22	H 21	増減数
一般行政部門	273	281	-8
教育部門	93	98	-5
公営企業等	41	41	0
総合計	407	420	-13

をご理解いただくものです。

市民の皆様に職員の任用や勤務条件 状況の公表に関する条例」に基づき てお知らせいたします

市の職員数・給与などの概要につい

これは市の「人事行政の運営等の

※教育長を除く

## 年齢別職員数の状況(平成22年4月1日)

区分	10代	20代	30代	40代	50代	計
男性	0	21	84	67	81	253
女性	0	10	30	40	74	154
計	0	31	114	107	155	407

## 職員の給与の状況

## 平均給料月額及び平均年齢(平成22年4月1日) 初任給の状況(平成22年4月1日)

区分	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	44.7 歳	331,300
技能労務職	51.9 歳	301,800

	大学卒	172,200
一般行政職	短大卒	152,800
	高校卒	140,100

## 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成22年4月1日)

経験年数		10~15年未満   15~20年未満		20~25年未満			
	大学卒	272,700	307,800	351,400			
一般行政職	短大卒	267,100	293,500	330,300			
	高校卒	261,800	282,500	310,900			



## 特別職の報酬等の状況(平成22年4月1日)

区分		給料月額	期末手当	区分		報酬月額	期末手当	
	市長	775,000	6月期 1.45月分		議長	315,000	6月期 1.60月分	
給料	副市長	598,000	12月期 1.65月分	報酬	副議長	265,000	12月期 1.75月分	
	教育長	546,000	計 3.10 月分		議員	249,000	計 3.35 月分	

※副市長については現在不在です。

## 勤務時間

## 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

## 勤務時間(平成22年4月1日)

区分	状 況
正規の勤務時間	1 週間あたり 38 時間 45 分
開始・終了時間	開始 8:30 終了 17:15
休憩時間	12:00 ~ 13:00

## 職員研修の状況(平成21年度)

研修区分	受講人数
基本研修	1 7名
専門研修	1 7名
自主研修	254名

## 10月1日から

## 小学3年生までマル福が受けられます

(玉造庁舎

支 現 在 給 制 医 度 療 ~ 福 祉

ル

福)

は

入学前の乳幼児を 小学校

マル らは、 すが、 まで対象を広げた 対象に行っていま 福を開始しま 小学3年生 10 月1日か

※マル福を受けるためには申請が必要にな ります。

電

## ◇助成の内容

関1日300円、 ル福で負担します。 己負担していただき、 を月2回まで、 600円(600円未満の場合はその額) 外来の場合、 入院の場合は1つの医療機 月 3, 1 つ 薬局での自己負担はな それを超える分はマ 0) 000円までを自 医 療機関 で 1  $\exists$ 

メタボの予防や解消には運動が欠かせません。

願いします。

## ◇所得の制限

※入院時の食事代は、

助成対象となりませ

るとか。

全額をマル福で負担します。

す。 よって定められている所得制限がありま この制度を受けるには、 扶養人数などに

も効果があることがわかってきました。

内臓脂

いましたが、

最近ではこまめに運動することで

20分間以上続けないと効果がないと言われて

肪の撃退をしましょう。

## 第 3 ⊡

## 行 方 市 ウ 才 +

大

国保年金課 (玉造庁舎)

年も実施 日頃の運動不足解消、 日 しますので、 10月2日(土)※予備日 奮ってご参加ください メタボ予防に向けて今 10月9日(土)

集合場所 行方市麻生公民館 開 期

会

式

午前9時 ウォーキングスタート

9時30分

⊐ | ス 麻生公民館~天王崎(4 km または6

km

参加資格 加 行方市在住の小学生以上

申込方法 0 0 円 (中学生以下無料)

国保年金課 (玉造庁舎) へ9月

24

金 までに申し込み

※駐車場は麻生庁舎又は麻生保健センターへお (土日祝日を除く 話 0299 - 55 - 0111午前8時3分~午後5時まで)

車場を遠くにして歩いてみ しずつ体を動かしましょ ない方でも日常の工夫で少 忙しくて運動する時間が 買い物での駐

例えば、

政策推進課(麻生庁舎) Tel 0299-72-0811

行方市では、平成18年度から公共施設の管理・運営に指定管理者制度を導入しています。指定管理者制度では、公共施設の管理・ 運営に民間活力を取り入れ、そのノウハウの活用により市民サービスの向上や管理運営経費の縮減を図っています。

市では、この指定管理者が提供するサービスが安全かつ適正な水準で確実に実施されているかを判断するため、利用者アンケートやヒ アリング、実地調査等を基に評価を行っています。

## ◆評価方法

指定管理者評価(アンケート調査及び自己評価)⇒ 市評価(ヒアリング及び実地調査)⇒ 市選定委員会評価(最終評価)

◆評価の基準

:仕様書及び事業計画書の内容や目標を上回る成果があり、優れた管理運営が行われた場合 Α

В 好): 仕様書及び事業計画書の内容どおりの成果があり、適正な管理運営が行われた場合 :仕様書及び事業計画書の内容や目標を下回る項目があり、さらなる工夫・努力、改善が必要な場合

(要改善):管理運営が適正に行われたとは認められず、大きな改善を要する場合

指定管理者制度導入施設の評価結果の公表

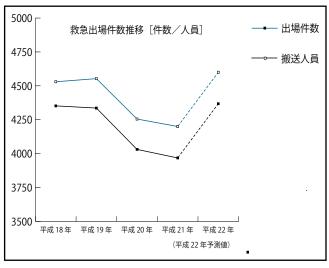
《平风	(平成21年度の評価結果) 							
Ι	14-50 4-	15-0 6 15-5 to 700 15-6		評価結果				
No.	施設名	指定管理者名	管理運営 全般	施設の 維持管理	サービスの 維持向上	危機管理 対策	総合評価	所管課
1	霞ヶ浦ふれあいランド	(財)市開発公社	Α	Α	В	Α	Α	商工観光課
2	観光物産館こいこい	㈱玉造観光物産センター	Α	В	Α	Α	Α	//
3	高須崎公園	(財)市開発公社	В	В	В	В	В	都市計画課
4	高須崎公園体験農場	(財)市開発公社	В	В	В	В	В	//
5	高須崎交流センター	(財)市開発公社	В	В	В	В	В	//
6	北浦荘	紐社会福祉協議会	В	В	В	В	В	社会福祉課
7	ディサービスセンター	(社)親和会	Α	A	A	Α	A	介護福祉課

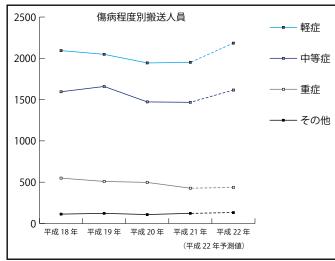
## ◆評価結果の活用

評価により明らかになった課題等については、指定管理者に対し、必要な指導を行うとともに、対応方法を協議するなど改善措置を 実施し、より良い施設管理やサービス向上に努めています。

## 救急車の適正利用にご協力をお願いします。

昨年と比較して、救急出場件数は、上半期で約200件の増加をしています。 救急車を本当に必要とする人のために、みなさんのご理解とご協力をお願いします。





救急車は、けがや急病などで一刻も早く病院へ搬送 する必要のある場合に利用するものです。

緊急ではなく、自分で病院に行けるのに救急車を要請すると、1分1秒を争う重症や危篤状態で救急車を必要とする場合、近くの救急車が出動できず到着が遅れることで、救える命が救えなくなる恐れがあります。

緊急性がなく、自分で病院に行ける場合は、救急車 以外の交通機関等を利用してください。

ただし、傷病者の様子や事故の状況などから、急いで病院へ連れていったほうが良いと思ったときには、 迷わず119番通報してください。





## 消防Q&A

- **Q** 救急車が現場に到着し、けが人や病人を収容してから現場を引き揚げるまでに時間がかかるのはどうして?
- **A** 病院からけが人や病人の詳細な情報を求められ、救急隊が詳細に観察及び事情聴取を行って、その状況を報告してから収容可能かどうかの判断がされるためです。

また、収容病院が決まらずいくつかの病院へ連絡しなくてはならない場合もあります。

ご理解ご協力をお願いします。

【問い合わせ先】 鹿行広域事務組合消防本部 警防課 電話:0291-34-8119

## 平成 22 年度 住民基本健診のお知らせ

健康増進課(北浦保健センター内) ☎0291(34)6200

## 【北浦地区】

期日	時 間	地 区	会 場
10月25日(月)	9:30~11:00	吉川・繁昌	
	13:00~14:30	中根・山田	北浦保健センター
10月26日(火)	9:30~11:00	行戸・南高岡	
	13:00~14:30	小幡・北高岡	
10月27日 (水)	9:30~11:00	両宿・内宿・成田	
	13:00~14:30	三和・長野江・次木	
10月28日(木)	9:30~11:00	小貫	
	13:00~14:30	全地区	

## 【玉造地区】

期日	時間	地区	会 場
11月15日(月)	9:30~11:00 13:00~14:30	玉川地区	玉川地区学習センター
11月16日(火)	9:30~11:00 13:00~14:30	手賀地区	手賀地区学習センター
11月17日 (水)	9:30~11:00 13:00~14:30	立花地区	羽生地区学習センター
11月18日 (木)	9:30~11:00 13:00~14:30	緑ヶ丘・現原地区	榎本地区農民研修センター
11月19日(金)	9:30~11:00 13:00~14:30	谷島・横町・内宿・加茂 上宿・下宿・里	玉造公民館
11月24日(水)	9:30~11:00 13:00~14:30	浜・高須・川向 柄貝・泉・諸井	玉造保健センター
11月25日(木)	9:30~11:00 13:00~14:30	全地区	工場が歴ピング

## 【麻生地区】

期日	時 間	地 区	会 場
12月2日(木)	9:30~11:00	太田地区	太田分館
	13:00~14:30	大和地区	大和分館
12月3日(金)	9:30~11:00	小高地区	小高分館
	13:00~14:30	行方地区	西浦学習センター
1 2月6日 (月) 9:30~11:00 麻生	麻牛地区		
	13:00~14:30		   麻生保健センター
12月7日 (火)	9:30~11:00		
	13:00~14:30	土地区	

## 【健診項目及び料金】

[姓的項目及01年並]		
健診項目	料金	
結核検診(19歳以上)	無料	
肺がん検診(胸部レントゲン)40歳以上	無料	
〃 (喀痰検査)40 歳以上	1,000円	
生活習慣病予防健診(19歳~39歳)	500円	
特定健診(40歳~69歳の国保加入者)	500円	
〃 (70 歳~ 74 歳の国保加入者)	無料	
高齢者健診(75 歳以上)	無料	
肝炎ウイルス検査(40 歳及び未検者)	1,000円	
前立腺がん検診(50 歳~ 74 歳の男性)	700円	
大腸がん検診(30歳以上)	500円	

## 次に該当する方は、今回の健診を受ける必要はありません。

- ①病気、妊娠等の理由により検診を受けられない方 ②学校、職場、他機関等で受診されている方
- ③行方市で実施した総合健診を受けた方

※特定健診は、国保加入者の方のみ受診できます。 国保以外の方は各々の医療保険者からの通知等に より確認をお願いします。

- ※健診年齢は、平成23年3月31日現在の年齢です。
- ※健康診査受診券を世帯ごとに郵送しますので、ご持 参ください。
- ※都合の悪い方は、別の地区で受診できます。
- ※健診時間は、厳守してください。
- ※通知が来ない方、病院等で健診を受けている方その 他ご不明の点がありましたら、健康増進課へご連絡 ください。

# 父子家庭の皆様も児童扶養手当対象となります

## 居住条件や所得制限により支給にならない場合があります

## 社会福祉課(玉造庁舎)☎0299(55)0111

## 児童扶養手当を受給するためには、本人による申請が必要です。

年7月31日までに支給要件に該当している方は「8月分」から ※平成22年度に限り、11月30日までに申請をすれば、平成22 平成22年11月30日までに忘れずに手続きをしてください。

当した方は「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。 支給。平成22年8月1日以降、11月30日までに支給要件に該 11月30日を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給になり

※8月~11月分が支給されるのは12月です。

## 児童扶養手当とは?

どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立 て、支給される手当です。 の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的とし 父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子

ます。ただし、公的年金を受けている方などは、この手当を (政令で定める障害のある児童の場合は20歳) まで支給され 手当は、監護・養育されている児童が18歳に達した年度末

## 受けることはできません。

## 父子家庭の支給要件は

の子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給 次の①~⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がそ

されます。

※個々のご家庭が支給要件に該当するかについては、社会福 祉課にご相談ください

## ①父母が婚姻を解消した子ども

②母が死亡した子ども

③母が一定程度の障害の状態にある子ども

④母の生死が明らかでない子ども

⑤その他(母が1年以上遺棄している子ども、母が1年 以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐 胎した子どもなど)

## 申請手続きに必要なもの

- 印鑑(認め印)
- 口座証明書(市役所に用紙はあります)
- 受給資格者の戸籍謄本等(離婚・死別の確認ができるもの)
- 該当する子どもの戸籍謄本等
- 平成22年度課税証明書(平成22年1月1日に行方市に住所 がなかった申請者及び扶養義務者分

その他、監護・養育状況に応じて書類を求める場合があります。

## 申請受付場所

行方市役所 麻生庁舎 北浦庁舎 1 階 1 階 総合窓口 総合窓口

玉造庁舎 1 階 社会福祉課児童福祉グループ

## 子ども手当の申 お済 請 みです は か

社会福祉課(玉造庁舎) **20299(55)0111** 

済みでしょうか? 対象中学生の児童がいる方、子ども手当の申請はお 今まで児童手当を受給されていなかった方、支給

## 【手続きが必要な方】

○今まで「児童手当」を所得制限により受給されて いなかった方

○今まで「児童手当」を受給されていた方で、平成 る方 22年度において中学2年から3年生の子どもがい

○公務員の方は、勤務先での手続きとなります。

## 【手続きが不要の方】

方、または、平成2年3月1日から31日までに新規 ども手当」に移行されますので、新たに申請の手続 児童手当の申請をされた方については自動的に「子 年度において中学2年から3年生の子どもがいない きは必要ありません。 現在「児童手当」を受給されている方で、平成22

## 【申請・支給の方法】

分から支給となります。 遡って支給します。それ以降の申請は、 9月30日までの申請であれば、平成22年4月1日に 児童保護者の申請に基づき支給します。平成22年 申請の翌月

## 行方市の農業振興地域整備計画の見直しを実施します

農林水産課(北浦庁舎) ☎0291(35)2111

## 【農業振興地域整備計画の見直しについて】

行方市では、平成22年度から平成23年度にかけて行方市の農業振興地域整備計画(農振計画)の見直しを行います。この農振計画は、「農業振興地域の整備に関する法律(農振法)」に基づいて、おおむね10年先を見通した農業を振興するための総合的基本計画として定められたものです。現在、行方市の農業振興地域整備計画は、麻生地域、北浦地域、玉造地域の旧町ごとに定められていますが、今回の見直しにより行方市全域の計画として策定されることになります。

## 【農用地区域について】

農業振興地域には、農用地として利用するための「農用地区域」が指定されています。農用地区域の農地は、原則として農業以外の目的には利用できません。

## \*農用地区域からの除外について

農用地区域に指定されている農地を、やむを得ず、農業以外の目的に利用する場合は、農振法第13条第2項の要件を満たし、更にその目的について、農地法、都市計画法、建築基準法などの他法令による許認可が見込まれる必要があります。



この要件を満たしていることを条件に「農業振興地域整備計画の変更(農振除外)」手続きが必要となりますので、 事前に農林水産課へご相談ください。(完了まで、申出締切日から約5ヵ月の期間を要しますのでご注意ください)

## 農振除外の要件(農振法第13条第2項)

- 1. 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であること
- 2. 農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的・総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
- 3. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること
- 4. 農用地区域内の保全施設等が有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- 5. 土地改良事業等の受益地である場合は、その事業実施後8年を経過していること

※平成21年12月から改正農地法等が施行され、農用地区域からの除外が厳格化されました。

## \*個別の農振除外(随時変更)の申出書受付は、年に3回予定されています。

年度	第 1 回受付締切日	第2回受付締切日	第3回受付締切日
平成 22 年度	平成 22 年 5 月 31 日	平成 22 年 9 月 30 日	平成 23 年 1 月 31 日

## 平成 23 年度は農振除外の手続きを一時停止します!

行方市の農振計画見直しは、平成 22 年度に市内各地域の情勢調査(基礎調査)及び関係機関との調整を行い、平成 23 年度に計画確定の手続きを行う予定です。このため、平成 23 年度中は、農振除外手続きを一時停止いたしますので、計画のある方はお早めに農林水産課へお申し出ください。

## 税金

## の急知与世

## 軽自動車等を廃車したら届出を!

## 今日の税金

固定資産税 第3期 国民健康保険税 第3期 納付期限(口座振替日) は9月30日です。 軽自動車(軽自動車、軽トラック、バイクなど)を廃車 した場合は、必ず届出をしてください。

届出をしないで、そのまま放置しておくと軽自動車税が 毎年賦課されてしまうことになります。

## ○軽自動車の廃車手続きは

①自動車車検証②ナンバープレート③理由書(ナンバープレート紛失等の理由により返納できない場合)

④申請依頼書(代理人申請の場合)⑤印鑑(所有者及び使用者の印鑑)をご準備の上、下記事務所、支局で手続き願います。※その他にも書類が必要になる場合がありますので必ず電話にてお問い合わせください。 〈四輪の軽自動車〉

軽自動車検査協会 茨城事務所 (〒 311-3123 茨城町字広山 887-59) Tel 029-293-9989 <二輪 (250 c c 以上) の軽自動車>

茨城運輸支局 (〒 310-0844 水戸市住吉町 353) № 0 50-5540-2017



## ○125cc以下のバイクは

バイク (125 c c 以下) などの廃車については、市役所各総合窓口課で手続きができます。電話で必要書類などをお問い合わせの上、届出をお願いします。

【お問い合わせ】税務課(麻生庁舎) ☎0299-72-0811

## 滞納処分について

市では、納税の公平性を保つため、催告に応じない市税等滞納者に対しては、積極的に滞納処分を実施しています。

滞納処分とは、地方税法および国税徴収法に基づき、やむを得ず財産(不動産、給与、預貯金など)を差押さえて、公売などを行い滞納税金に充てることをいいます。

軽自動車、バイクなどについては「タイヤロック」も実施しています。

事情により期限内に納付できないときは、収納対策課へお早めにご相談ください。

【問い合わせ】 収納対策課(麻生庁舎) ☎0299-72-0811

問い合わせ 税務課・収納対策課(麻生庁舎) ☎ 0299-72-0811

## 不動産公売を実施します!!

## 収納対策課(麻生庁舎) Tel 0299-72-0811

茨城租税債権機構では、一般の方も参加できる入札により不動産を公売しますので参加してみてはいかがですか。12時50分から受付を開始し、13時から入札についての説明を行います。

下記のホームページにアクセスしていただければ、詳しい内容がご覧いただけます。また、ご質問等がございましたら、問い合わせ先(茨城租税債権管理機構)までご連絡ください。

- ■公売日時:平成22年10月5日(火)13時20分~14時
- ■場 所:水戸合同庁舎内 2階大会議室(水戸市棚町1-3-1)
- ■公売対象不動産

売却区分	財産の表示・見積価格・公売保証金額
22-48	(物件1) ・行方市於下字新田 101番2 畑 4,623㎡ (物件2)
22-40	・行方市於下字新田 101番5 畑 343㎡ ・見積価額 1,430,000円(公売保証金額 150,000円)

- ■公売日時:平成22年11月2日(火)13時20分~14時
- ■場 所:水戸合同庁舎内 2階大会議室(水戸市棚町1-3-1)
- ■公売対象不動産

売却区分	財産の表示・見積価格・公売保証金額	
22-69	(物件1) ・行方市井貝字原久保 809番3 山 林 3,017㎡ ・見積価額 482,000円 (公売保証金額 50,000円)	
22-70	(物件1) ・行方市井貝字原久保 809番6 山 林 1,021㎡ (物件2) ・行方市井貝字原久保 809番7 山 林 4,019㎡ ・見積価額 452,000円(公売保証金額 50,000円)	

- ■公売には、原則として、定められた公売保証金を納付すれば、どなたでも参加することができます。ただし、 買受人の制限(国税徴収法第92条)、公売実施の適正化のための措置(国税徴収法第108条)等、買 受人となることができない方は参加できません。
- ■執行機関は買受人への不動産登記簿上の所有権移転などの登記は行いますが、物件の引渡の義務を負いません。物件内の動産類やごみの撤去、占有者の立ち退きなどは、全て買受人自身で行っていただきます。また、隣地との境界は買受人と隣地所有者で協議してください。
- ■売却区分22-48の公売参加には、公売日に行方市農業委員会の発行する『買受適格証明書』の提出が必要となります。 手続きについては、行方市農業委員会事務局 ☎0291(35) 2111(北浦庁舎1階)へお問い合わせください。
- ■公売日直前に、滞納税の完納などで中止になる場合があります。

## 問合せ先

水戸市棚町 1-3-1 茨城県水戸合同庁舎 5 階 茨城租税債権管理機構 TEL 029-225-1221

HP http://www.ibaraki-sozei.jp/